

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 元 年 八 月 一 日

規 則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一上欄中「障害福祉課」の下に「男女共同参画・女性の活躍推進課」を加え、同表障害福祉課の項の次に次のように加える。

男女共同参画・女性の活躍推進課

男女共同参画推進監

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 元 年 八 月 一 日

令和元年八月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社